

平成 30 年度 地域福祉サポートちた会員交流会 講義録

開催日時 2018 年 5 月 29 日 (火) 11:10~11:50

テーマ 大学×知多半島圏域のこれから

講師 原田正樹氏 (日本福祉大学社会福祉学部 教授)

はじめに

地域包括ケアが目指すものは「0~100歳のまちづくり」を掲げる地域福祉サポートちた[※] (以下、サポちたと表記) の実践と提言そのもの。以前、サポちた理事の皆さんから「私たちが目指す地域はセーフティネットではなく、セーフティシート。ネットだと網目から零れ落ちる。だから、シート。ただ、大きすぎるシートは破れやすいので、小さなシートを張り合わせる必要がある。」そして、むさうの戸枝さんによると、地域が必要としているのは「大型豪華客船」ではなく「連帯型のいかだ」とも表現される。小規模な活動ゆえにネットワークが重要になってくる。

※東海市から始まり知多半島圏域に広がった市民互助型福祉 NPO がまちづくりを目指し、多様なサービスと多様な働き方を生み出しながらネットワークによる地域内循環の仕組みを指す。

少子高齢・人口減少社会と社会保障制度の破綻

日本は確実に人口減少社会を迎える。そして、全国の都市が半分近くになると想定され、それらは消滅可能性都市とも呼ばれる。知多半島内では美浜町、南知多町も指定された。大きな変化に合わせて制度や枠組みを変えて行く必要がある。

国は、2025年モデルの次の政策を考えるワーキングチームのキーワードは2040年。2025年は団塊の世代が75歳を迎え、2040年は団塊の世代のジュニアが75歳の高齢期を迎える社会の到来。75歳に到達すると3割の方が支援を必要としている現状がある。では何が違うのかと言うと、団塊の世代が75歳になる2025年は、団塊の世代と同数のジュニアがいる。同居ではないが遠方から心配の声掛けができる関係性が残っている。まだ、家族や地域と言う、つながりがある社会。これに対して2040年は、ジュニアのジュニアがない。ほとんどが単身者、そして地域のつながりを持たない世代が高齢期になった時、どんな社会保障が必要になってくるのか？

地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制

特別養護老人ホームの入所要件が要介護3以上のため、一人暮らしで、認知症の要介護2の人が、地域で安心して暮らせるまちが2025年モデルの地域包括ケアシステム。身体に障害が無い認知症であれば、べったりの介護ではなく生活支援と見守りが必要になる。まずはこのレベルの人が安心して暮らせる地域になっているかどうか。そうでなければどうしていけばいいのか。具体的に検討を積み上げなければいけない。介護保険は個人契約の下

に成立するものだが、介護と育児といったダブルケアの問題や、8050 といった複合的な問題を抱えた家族、あるいは障害のある人が 65 歳以上になったときの切れ目ない支援、社会的な孤立や生活困窮者等立場が異なるため、地域ケア会議では徹底して事例を検討し、積み上げていかないと、課題の複合化や制度の狭間による既存の制度では解決が困難。

地域包括ケアシステムは、医療と福祉の連携といったスローガンではない。目標や対象をきちんと明確化して地域の中で検討していく。つまり、具体的な個別ケースが地域で支えられることを丁寧に考える必要がある。

国の政策、社会保障改革の流れは「地域共生社会」。これはまさに知多半島で積み上げてきた 0 歳から 100 歳のみんなをみんなで支えるという考え方。ただ地域医療介護確保法（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律）第 2 条において「地域包括ケアシステム」とは、“高齢者”を対象として定義づけされたため、この 4 月から、高齢者だけではなく、障害、児童、生活困窮も含めて「包括的支援体制」と法定化された。

地域共生社会の理念

「ありがとう」と言い合える関係があるうちは良いが、日本は、歳を重ね役割がだんだんなくなってくると「すまないね」「ごめんね」と言って看取られる。たとえ認知症や寝たきりになっても、例えばその人の存在が誰かを励ます役割がある。役割を持ち続けるというコンセプトが根底にあることが大事。支援とは、支え手と受け手側に分かれるものではない。しかし、2000 年以降介護保険制度が始まって、地域のつながりがなくなってしまった。専門職が、介護サービスユーザーとして「利用者」として分けてきた。介護の市場化が全面的に悪いとは言わないが、地域福祉のあり方を問い直し、社会の中で役割や参加がある地域福祉を協働して推進していく必要がある。社会福祉法第 4 条第 2 項、下から 4 行目、参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

地域生活課題とは何か？

ポイントは 3 つ。

- ①生活保護のみ世帯を単位に支援するが、それ以外の制度は個人を対象にしている。8050 といわれる問題も世帯単位で解決する必要がある。
- ②マイノリティゆえの社会的孤立がさらに自殺や貧困に追いやる原因とされている。
- ③人格と個性を尊重し合う共生社会の実現のための合理的配慮の提供、障害者差別法も存在するが、あらゆる分野への参加が求められている。

そこで、社会福祉法改正案第 6 条には、行政も地域福祉に関わらないといけないという責務が位置付けられた。具体的には行政は「地域包括支援体制」を整備していくことになった。さらに 106 条の 2 項も併せて読んでください。事業者の責務として、市民や各セクタ

一へ働きかけ、「地域生活課題」の解決に連携して当たらなければならない。そうした市町村の地域福祉を計画的に推進していくために、地域福祉計画が分野別計画の横串をさす役割になる。また縦割りの領域を超えて支援ができるように、昨年 3 月から規制緩和が始まった。

研究プロジェクトの背景

地域共生社会の実現に向け、大学として研究プロジェクトを立ち上げた。地域包括支援体制をどう作って行くのか？知多半島だからできる優位性をモデルとして、地域の皆さんと協働で研究していくもの。現在、本学は 8 学部が増え大きくなっても、大学の中心は「ふだんの暮らしの幸せ」を研究し、学ぶ場をつくっていく。平和と民主主義を進めるために 10 のプロジェクト、「丸ごと」のアセスメントシートの開発から単身生活者の死後支援まで「知多半島モデルの地域包括支援体制」には必要であろう。その中の福祉教育として、サービスラーニングがある。今年で 9 年目を迎えた。制度やサービスも大事だが、地域づくりの両輪に、住民自治を進める市民育ても大事。専門職を育てるのは大学の役割、市民を育てるための市民の感覚は大学と NPO が協働して行うというのがこれをスタートさせたときの趣旨。おかげさまで、その成果が出ているのではないかな。

文責 市野